

仕 様 書

- 1 事業名
京都府立林業大学校講義科目「森林計測実習2」の講義、実習業務委託
- 2 事業の目的
二等無人航空機操縦士資格取得に係る講義、実習及び事務手続きのサポートを行う。
- 3 事業期間
契約日から令和6年12月27日まで
- 4 対象者 京都府立林業大学校一年生 12名
実地講習及び修了審査は、4班に分けて1班3名が同時受講する。
- 5 委託業務の概要
 - (1) 二等無人航空機操縦士資格（基本と目視内限定解除を含めた資格。以下「本資格」とする。）取得に係る講習及び修了審査
 - (2) 講習修了証明書の発行
 - (3) 自主学習のための教材の提供
 - (4) 学生が行う本資格取得までの事務手続きの説明会3回
(講習前申込、修了審査後、学科試験合格後)及び質問への対応
- 6 業務の詳細
本業務委託は、「登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示(国土交通省告示第九百五十一号)」及び「無人航空機操縦者技能証明に係る学科試験の科目について(令和4年9月2日制定(国空無機第191401号)並びに「無人航空機の飛行の安全に関する教則(令和5年4月13日第3版)」掲げられている事項に沿って講習を実施し、以下の内容について行う。
 - (1) 二等無人航空機操縦士資格（基本と目視内限定解除を含めた資格。以下「本資格」とする。）取得に係る講習及び修了審査
 - ア 学科講習
 - (ア) 日 時 9月5日及び9月6日 2日間
 - (イ) 場 所 京都府立林業大学校教室
 - (ウ) 内 容
二等無人航空機操縦士(基本)及び限定変更解除(目視内飛行)初学者向け学科講習であること
学科講習は、2日間(1日6時間 8時40分～16時10分)とし、対面で行うこと。
教材テキスト等を人数分用意すること。
二等無人航空機操縦士(基本)及び限定変更解除(目視内飛行)の技能証明

を取得するために必要な知識及び技術を提供すること

学科講習は、「登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示(国土交通省告示第九百五十一号)」及び「無人航空機操縦者技能証明に係る学科試験の科目について(令和4年9月2日制定(国空無機第191401号)並びに「無人航空機の飛行の安全に関する教則(令和5年4月13日第3版)」掲げられている事項に沿って実施するものとし、以下のとおりとする。

- ・ 無人航空機操縦者の心得、無人航空機に関する規則
- ・ 無人航空機のシステム
- ・ 無人航空機の操縦者及び運航体制
- ・ 運航上のリスク管理

イ 実技講習及び修了審査

本資格の実地講習及び修了審査 実地講習2日、修了審査1日。12名を各班3名、4班に分けて行う。

各班に実機2機以上を使用するものとする。

(ア) 日程及び場所

	内容	第1班	第2班	第3班	第4班	実施場所
第一日目	実習座学 実習	9月30日 (月)	10月7日 (月)	10月15日 (火)	10月21日 (月)	林大教室 和知ふれあいセンター
第二日目	実習	10月1日 (火)	10月8日 (火)	10月17日 (木)	10月22日 (火)	和知ふれあいセンター
第三日目	修了審査	10月3日 (木)	10月10日 (木)	10月18日 (金)	10月24日 (木)	委託業者指定場所

(イ) 内容

二等無人航空機操縦士(基本)及び限定変更解除(目視内飛行)初学者向け実地講習であること

実地講習は、2日間(1日6時間 8時50分から16時10分まで)とし、シミュレーターによる実技講習は実施しないこと。

各班それぞれ実機2機以上を使用し、複数機で同じ実地講習を行うこと。
二等無人航空機操縦士(基本)及び限定変更解除(目視内飛行)の技能証明を取得するために必要な技術を提供すること。

実地講習の内容は、以下のとおりとする。

- ・ 飛行計画、リスク評価結果及び飛行環境の確認
- ・ 機体の状況、操作モード、バッテリーの確認
- ・ フェールセーフ機能の適切な設定、飛行経路の設定、自動飛行の設定
- ・ 基本操縦(基本)
- ・ 様々な運航形態への対応

- ・安全に関わる操作
- ・緊急時の対応
- ・飛行後の記録、報告

ウ 修了審査は、1日間(6時間)で行うものとする。修了審査実施場所への送迎は林大職員が行うものとし、16時10分までに林大に帰着することを修了審査の実施条件とする。

(2) 講習修了証明書の発行

第三日目の修了審査合格後、講習修了証明書の発行を行う。

受講者に対し、二等無人航空機操縦士(基本)及び限定変更解除(目視内飛行)実地試験免除の効力を有する「講習修了証明書」を発行すること、同証明書には、講習修了内容を一意に特定する講習修了証明書番号(TC から始まる 14 桁の半角英数字。例：TC12342212001)が記載されていること。なお、航空法関連法令の改正等に伴い、講習修了証明書の記載内容等に変更が生じた場合は、最新の法令に基づき講習修了証明書を発行すること。

(3) 自主学習のための教材の提供

(4) 学生が行う本資格取得までの事務手続の説明会(講習前申込、修了審査後、国家資格合格後)及び質問への対応

ア 取得手続講習前説明会 6月上旬 1回 16:10~17:10

本資格試験受験に必要な要件の説明を行うこと

技能証明申請者番号取得に係る手続きの開設、受講者からの質問事項に対し、速やかに返答できる体制を築き、番号取得の進捗状況を把握すること。

イ 講習修了後説明会 11月 1回 16:10~17:10

講習修了証明書を取得後、学科試験受験手続きを説明すること

ウ 学科試験合格後本資格取得手続説明会 12月 1回

学科試験合格後、本資格取得のための手続きについて説明すること

7 委託業者に定める要件

本件委託業者は、航空法関連法令及び「登録講習機関の登録等に関する取扱要領(国空無機第 193915 号)」並びに「登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン(令和 4 年 11 月 17 日改訂)」に定められている事項を満たしている団体等であること。

受講者である当校学生に対し、無人航空機を運用するに際し必要となる関連法令の知識や、無人航空機の運用に係る安全管理に関する知識を付与するとともに、無人航空機の操縦技能を付与できる団体等であること。

また、登録講習機関として登録後 1 年以上経過し、継続的に卒業生を輩出していること。

8 動産及び賠償保険

上記講習中に事故等により、無人航空機及びその付属品並びに施設等に破損等が発生した場合は、契約業者の責において修繕等の対応を行うものとする。

ただし、受講者の故意または重大な過失による破損等があった場合については、この限りではない

9 委託業務完了報告書の提出

委託業務終了後速やかに委託業務完了報告書を提出すること。

なお、委託業務完了報告書は、完了した内容がわかる書類を添付すること。

10 その他

- (1) 講習を実施するにあたり、その都度、発注者と十分な打合せを行い、本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 航空法関連法令の改正に伴い、講習内容に変更が生じた場合は、最新の法令に基づき講習を実施すること。